

県立学校学習専用回線用フィルタリングソフトウェアライセンス調達契約書（案）

新潟県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項により県立学校学習専用回線用フィルタリングソフトウェアライセンス（以下「ライセンス」という。）の調達契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

第1条 甲及び乙は、ライセンスの調達契約に関し、この契約書に定めるところによりこれを履行しなければならない。なお、本契約の契約件名を次のとおりとする。

契約件名：県立学校学習専用回線用フィルタリングソフトウェアライセンス調達契約

（調達に係るライセンス）

第2条 甲が、乙から有償で調達するライセンスは、別紙明細書に掲げるとおりとする。

（納入場所）

第3条 ライセンスの納入場所は、別紙明細書のとおりとする。

（契約金額）

第4条 ライセンスの調達に係る契約金額は、円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、円とする。

（契約の履行期限）

第6条 乙は、令和8年5月29日までに、第3条に定める納入場所にライセンスを納入しなければならない。ただし、甲乙協議の上、別に履行期限を定めたときは、この限りでない。

2 乙は、ライセンスの納入に当たっては、使用权の許諾手続等、調達するライセンスを新潟県が使用するために必要な手続を完了しているものとする。

3 ライセンスの納入に要するすべての費用は、乙の負担とする。

（契約金額の支払）

第7条 乙は、ライセンスの納入をすべて完了したときは、甲に対し、書面をもって契約金額を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による適正な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日

以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を乙に支払わなければならない。

- 3 甲の責めに帰する事由により契約金額の支払が約定期間内に行われない場合、乙は遅延日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条の規定により決定された率（以下「法定率」という。）の割合を乗じて算定した額である遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（危険負担）

第 8 条 ライセンスの調達に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由によるものであるときは、甲の負担とする。

（瑕疵担保責任）

第 9 条 甲は、ライセンスの引渡しを受けた後 1 年以内にその引渡し前における原因によるライセンスの瑕疵を発見したときは、乙に対し代品の納入、瑕疵の補修又は契約金額の減額を請求することができるものとし、乙はこれを拒むことができない。

- 2 前項に規定する場合においては、甲は、同項に定める請求のほか損害賠償の請求をすることができる。

（履行遅滞の責任）

第 10 条 乙は履行期限までにライセンスを納入できない場合で、甲が履行期限経過後の納入を認めたときは、遅延日数 1 日につき、遅滞数量に対する代金相当額の 1,000 分の 1 の割合で計算した金額を違約金として甲に納付しなければならない。

- 2 前項の違約金は、甲が乙に支払う債務を有するときは、相殺するものとする。

（甲の解除権）

第 11 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除し、又は打ち切る（一部履行済部分がある場合に当該部分を除いて解消することをいう。以下同じ。）ことができる。

- (1) 納入期限までにライセンスを納入することができないと認められるとき。
- (2) 契約に違反したことその他不誠実の行為をしたことにより、契約の目的を達することができないとき。
- (3) ライセンスの瑕疵のため、第 9 条の定めによる甲の請求によってもなお契約の目的を達することができないとき。
- (4) 契約の履行能力を喪失したと認められるとき。
- (5) 契約の解除を申し出たとき。

- 2 甲は、前項の定めにより契約を解除し、又は打ち切ったときは、乙から契約金額（打ち切りの場合は、履行済部分に相当する金額を控除した金額をいう。次条において同じ。）の 100 分の 10 の割合で計算した金額の違約金を徴収することができる。

第 12 条 甲は、前条第 1 項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除し、又は打ち切ることができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から 6 か月間又は当該排除措置命令の日から 1 年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2 項及び第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から 6 か月間又は当該課徴金納付命令の日から 1 年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。
- (5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。

2 甲は、前条第 1 項又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。

- (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 3 甲が、前2項の規定により契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。
- 4 第1項及び第2項の定めにより契約が解除され、又は打ち切られたときは、乙は契約金額の100分の10の割合で計算した金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。
- 5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、甲が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

- 第13条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日まで法定率の割合で計算した延滞金及びその支払わない額を、甲の支払うべき契約金額から相殺し、なお不足を生じるときは、更に追徴することができる。
- 2 前項の不足する額を追徴する場合には、甲は、乙から遅延日数につき法定率の割合で計算した額の延滞金を徴収することができる。

(秘密の保持)

- 第14条 乙は、本契約の履行に当たって知り得た事項又は第三者の秘密を他に漏らしてはならない。

(債権等の譲渡の禁止)

- 第15条 乙は、本契約に基づいて発生する債権若しくは債務を第三者に譲渡してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(協議及び紛争の解決)

- 第16条 本契約に定めのない事項又はこの契約の履行につき疑義が生じた場合は、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の定めるところによるほか、甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。
- 2 前項により解決しない甲乙間の紛争を解決するために訴訟の必要が生じた場合は、新潟地方裁判所を甲乙の第1審専属的合意管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年5月 日

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

甲 新潟県

代表者 新潟県知事 花 角 英 世

乙

別紙

明 細 書

内 容	種別	名称	数量	金 額
	フィルタリングソフトウェア ライセンス	CISCO Umbrella 文教向け通常パッケージ ライセンス (UMB-EDU-K9)	4,022	
計				円
消費税及び地方消費税相当額				円
合計				円
納入場所 新潟県教育庁高等学校教育課（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）				